



WE ARE YA+A

Architecture Know-how Report

Evolution • True value • Deepening

園舎編

木造園舎をつくるハードルの高さについて

これから新しく園を開園しようとする、社会のニーズは、認定こども園の開園です。認定こども園では、幼稚園型・保育園型・幼保連携型・地域裁量型の4つに分類されますが、ニーズがもっとも高いのは幼保連携型ですね。

これまでの幼稚園の質（教育）と保育園の量（保育）の両方を兼ね備え、各自治体が受付を行うため、保育料も所得額別に分けられるため、場合によっては、リーズナブルな保育料で利用できると期待され、これから多くの園が幼保連携型認定こども園になっていくと予想されています。園舎を建てるとなると、どんなデザインかよいのかと悩むところです。近年の風潮で、“木造”と真っ先に考えることでしょう。“木造”は耐火機能や材料費の面でこれまで敬遠されてきました。今、本当に“木造”園舎を建てるのが難しいのか検証してみましょう。

なぜ“木造”が推進されるのか

木の温かみを感じるため、人は“木造”を好ましく思うことが多いです。ですが、それだけで政府は推進するでしょうか。

木を使うこと＝自然環境を壊すことになると考えられていましたが、実際は、木を使うことで森の循環サイクルを守っていることが分かったからです。木がただ大きく育つのを待つだけでは、実は、木が木の成長を妨げているのです。

というのも、木と木が密集してしまうと、一つ一つの葉や木に太陽の光が当たらなくなり、必要な光合成を行うことができなくなるからです。つまり木を育てるには、「間引き」が必要となり、木を伐採し、利用することが求められるため、政府としても“木造”を推進するようになったのです。

木を建築に使うことのメリット・デメリットも分かっていないと、簡単に使えませんので、メリットとデメリットをご紹介します。

◆ 木造園舎のメリット

- ・デザインの自由さがある
- ・建築費用が鉄筋コンクリートに比べ、コストダウンしやすい
- ・木がもつあたたかみを感じられる
- ・環境に優しい

本当にコストダウンするかどうか、後ほど検証します。

◆ 木造園舎のデメリット

- ・耐久性が低く、地震などの災害の影響を受けやすい
- ・シロアリなど害虫による劣化の心配が大きい
- ・耐火機能が鉄筋コンクリートに比べ低い
- ・木の扱いが難しいため、職人の腕の良し悪しで差がでてしまう
- ・手入れが難しいと考えられている

次に、認定こども園を“木造園舎”にしようと考えた場合、設計プロに相談すると、まだ断られる可能性が高い現実が待ち受けています。それは、コスト面だけではなく、“木造園舎”にすることで、園の建築基準法が厳しくなることがあるからです。

認定こども園幼保連携型の建築基準

建築基準法では、従来の幼稚園と同じ基準にしなければなりません。

- ・基本、園舎は基本2階建て以下であること

＜延べ面積3,000㎡超えの場合＞

- ・耐火基準が一番厳しい基準である『耐火建築物』にしないといけない

＜延べ面積3,000㎡以下の場合＞

・園舎を2階以上で建築する場合でかつ、2階に保育室や遊戯室をつくる場合、耐火基準が一番厳しい基準である『耐火建築物』と避難施設にしないといけない

・園舎を2階以上で建築する場合でかつ、床面積2,000㎡を超えており、2階に保育室や遊戯室をつくらない場合は、準耐火建築物以上に該当する必要がある

・園舎を2階以上で建築する場合でかつ、床面積2,000㎡以下の場合は、その他の建築物に準ずること



◆ 実は”木造”は省コスト

建築に使用する「木」は大きく2つに分かれます。一つは、集合材と呼ばれる一つ一つの小さな木をつなぎ合わせたものです。もう一つは、無垢材と呼ばれる、一つの大きな木を使いやすいように加工した木であり、木一つ一つの模様や色味が微妙に異なり、木の温かみを感じることができます。集合材に比べ、どうしてもコストがかかるのは否めませんが、好まれているのは、この無垢材です。

しかし、建築後のランニングコストが安くなります。

木には、調湿機能があり、夏は涼しく・冬は温かいという性質があります。もちろん万能ではありませんから、必要に応じてエアコンを使う必要はありますが、集合材や鉄筋コンクリートに比べて、その必要性は少なくなり、光熱費を抑えることが可能となります。

園舎は子どもたちが、1日の中で長時間過ごす場所ですから、極力自然なものに触れておくことで、五感も豊かに育ちますし、子どもたちにとって、”木造園舎”は心もからだも両方により面しか与えません。

◆ ”木造園舎”であることだけでは不十分

近年の傾向で、幼稚園や保育園から認定こども園に移行する園も増えていきますし、”木造園舎”にしたいと考えている園も当然増加しています。

では、保護者が園を選ぶときの基準として、”木造園舎”のきれいな園は最低限の基準であり、そこにいかに付加価値があるかで、てんびんにかかります。

必要なのは、子どもが安心・安全に通園できるか、教育理念がしっかりしているか、理念に基づいた行動をしているかということです。

周りとは違う独自性が、保護者を惹きつける大きなポイントなのです。そのポイントの一つとして、『園舎や遊具・使用する家具』はいかがでしょうか。

「子どもの安全を守るため、園舎の〇〇は配慮して作られています」とか「オリジナルの家具や遊具を使用しています」とか、「五感を育てるために、△△を床に使用したり、デザインにしました」とアピールできるかと思います。



幼保連携認定こども園に対する建築基準法令の基準の適用について

近年、幼保連携認定こども園は、増加傾向にあり、今後すべての保育施設が認定こども園へと変わっていくのではないかと予想されています。

幼保連携とは、名前の通り、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ園とイメージすることができそうですが、単純に相互の機能を合併させるだけではなく、『園舎』においても幼稚園と保育所の建築基準法で融合している部分があります。

幼稚園・保育所・こども園の役割や機能を整理し、『建築基準法』でどういった違いや共通点があるのか検証し、幼保連携認定こども園の園舎に求められるモノとは何か考えていきます。

幼保連携認定こども園とは

正式には、幼保連携型認定こども園といいます。

共働き家庭が増え、保育所のニーズが高まり、社会問題の一つとなっている待機児童問題が発生したことが、認定こども園が創設されることに至った大きな要因です。

認定こども園は、幼保連携型を含め幼稚園型・保育園型・地方裁量型4つのタイプがあります。

幼稚園型・保育園型は、これまでの幼稚園・保育所と機能的に変わりありません。聞きなれないですが、地方裁量型に関しては、幼稚園・保育園の機能がある施設と考えていただければ大丈夫です。

となると、地方裁量型と幼保連携型との違いが何かが気になりますね。地方裁量型は、あくまで両方の機能があるということにとどまり、幼保連携型は、両方の機能を備え、『学校施設』の一つでもあり、『児童福祉施設』として法的に認められたタイプという点で違いがあります。

まずは、これまでの幼稚園・保育所の機能や役割、法的な考え方を整理してみましょう。その後で、認定こども園・認定こども園の中でも幼保連携型についてご紹介します。

◆ 幼稚園について

学校教育法に基づき、文部科学省が管轄し、主に満3歳児以上で小学就学前の子どもが通う「教育」施設です。

保育担当者は、「幼稚園教諭の免許」を保有しています。「教育やしつけ」もしてくれる「質」のある施設として認知している方が多いでしょう。

施設によりませんが、標準保育時間は、4時間で、保育時間が短いため、主に専業主婦の保護者の家庭が利用することが多いです。

◆ 保育園について

児童福祉法に基づき、厚生労働省が管轄し、0歳から小学就学前の子どもが通う「福祉」施設です。

保育担当者は、「保育士の資格」を保有しています。

施設によりませんが、標準保育時間は、8時間で、自治体が入園の受付かつ振り分けを行い、共働き世帯が優先されるため、利用者の家庭がどうしても共働き世帯に偏ってしまっています。

◆ 認定こども園について

認定こども園法に基づき、内閣府が管轄し、0歳から小学就学前の子どもが通う施設です。

保育担当者は、担当する子どもの年齢や園の規模に応じて保有する資格（例：「幼稚園教諭の免許」か「保育士の資格」か）が異なります。標準保育時間は、保育園と同じ8時間が基本です。保護者の就労状況は問いません。

ただし、園児は保護者の就労状況により、1号や2号・3号と分けられ、利用できる施設に差がでたり、保育料にも違いが生じます。

◆ 幼保連携型について

幼稚園の「教育施設」の機能を持ちながら、保育園の「福祉施設」の機能も持つハイブリッド施設です。

認定こども園のうち、唯一、小学校との交流も行われます。質も量も備わり、最も保護者からのニーズが高い施設でしょう。

基本保育担当者は、「幼稚園教諭の免許」も「保育士の資格」も保有しています。ただし、幼稚園から認定こども園に移行した場合など現在は過渡期のため、必ず両方の資格を保有しているとは限りません。

保育時間は、原則11時間で、土曜日の開園し、自園調理での給食提供が義務付けられています。



幼保連携こども園の建築基準法の内容

平成27年に幼保連携こども園の建築基準法の取り扱いについてまとめられた、技術的助言の資料8や、認定こども園の設備に関する基準に基づきご紹介します。

幼稚園と同じ基準・保育所と同じ基準・認定こども園にのみ新設された基準と3つに分けてご紹介します。

◆ 幼稚園と同じ基準のもの

- 園舎が、市街地の区域内にある木造建築物等の場合、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造にすること
- 園舎の面積は、学級数に応じていること（1学級＝180m²、2学級＝320m²、3学級以上＝1学級につき100m²増加）

◆ 保育園と同じ基準のもの

- 保育室・遊戯室・乳児室やほふく室（以下保育室などの教室）が必須であること
- 教室の種類ごとに必要な面積が異なること。（例：保育室や遊戯室＝1人につき1.98m²以上、ほふく室＝1人につき3.3m²以上）
- 屋外の遊技場（園庭）を基本設置すること（安全の確保や利用時間の確保ができるなど要件を満たしている場合に限り、代替えの場所でも可能）
- 園庭の場所は屋上でも設置可能（ただし、4つの必要条件をクリアしていること）
必要条件：
 - ① 耐火建築物であること
 - ② 保育内容の指導が適切に実施できる環境であること
 - ③ トイレや水飲み場を設置すること
 - ④ 非常用階段や防火戸などの防災上、必要なものを設置していること
- 調理室を設置（給食を外注する場合でも、冷蔵庫などの最低限の設備を整えること）

◆ 認定こども園ならではの基準のもの

- 同一の敷地内もしくは隣の敷地内に建物や付属設備があること
- もし、上記の同一の敷地内にない場合、保育の適切な提供ができ、移動の際の安全の確保の要件を満たしていること
- 園舎の階数に関して制限はないが、乳児室などの教室を3階にすることが可能
- 乳児室などの教室を2階以上におく場合、階段や転落防止の設備などの待避設備において、耐火・防火基準を満たしていること
- 園庭の面積が、満3歳以上の場合は、学級数に応じた面積（1学級＝330m²、2学級＝360m²、3学級＝460m²、4学級以上＝1学級につき80m²増加）と、満2歳以上の場合、子ども1人につき3.3m²以上の面積が必要

建築基準法を準拠しながら独自デザインが求められる

新しく幼保連携型認定こども園を設立する場合、もしくは、幼稚園や保育所から認定こども園として変更する場合でも、建築基準法を満たしていなければいけません。園児を集めるには、園の教育方針に合うデザインで園舎や教室などを造っていく必要があります。

また、子どもの安全を守るために最大限の工夫も求められます。

例えば、扉に指を挟んで怪我をしないように、扉に凹みを作ったり、教室内で転んでも、衝撃を和らげる床にします。



小規模保育事業について

女性の晩婚化、現代の共働き時代に伴い、子育てがしにくい環境になっています。女性が出産をしてから社会復帰するには、体力はもちろんですが、「子どもの預け先」が必要です。

しかし、『保育園、落ちた』と嘆かれたように、預け先が見つからない、見つかったとしても認可外保育園で、保育料が高く、長い間預けることが難しいのが現状です。

『小規模保育事業』は、乳幼児の預けられる場所として、保護者のニーズは大きく、開園を待ち望んでいるため、これから事業を展開するにはビジネスチャンスではないでしょうか。

ただし、「子どもを預かる」大切な場所です。信頼を失えば経営も成り立ちません。小規模保育事業とは何なのか、一度考え直し、開園にあたっての注意点を紹介します。

小規模保育事業とは

2015年度から待機児童問題を解決するために、『子ども・子育て支援法』のもとに、自治体の認可が得られる「保育事業の一つ」として始まった事業です。

通常の保育園は、0歳～6歳までの子どもが入園することができますが、小規模保育では、0歳～3歳未満の子どもが対象で、一つの園の定員数は6人以上で19人未満と決まっています。

小規模保育事業が始まるまでの経緯

女性の晩婚・就業率の増加、核家族の増加に伴い、出産し、子どもを預けて仕事をするのが難しい環境になりました。また、人口が都市部を中心にした主要地域に集中してしまい、待機児童が出てしまったり、一方地方部では、園児不足により定員割れや廃園が増え、保育環境が地域で差が生じてしまいました。

日本は先進国の一つではありますが、他の先進国に比べ、子育てにかかる予算が最も少ない実態が、さらに後押しした原因でしょう。

小規模保育事業の今後

政令指定都市を中心とした都市部の待機児童の問題解決のために大きく期待されている事業です。

2019年の待機児童は約1万6,000人で、0～2歳の待機児童の数は、全体の75%、約1万2,000人と結果が出ています。保育サービスの需要はありますから、小規模保育事業の拡大が求められています。

少人数制の保育ため、一人一人手厚い保育が受けられるのではないかと期待され、保護者からの熱い視線が注がれることでしょう。

小規模保育事業を始めやすいメリット

- ・ 定員が19名以下のため、通常の保育園のような面積は不要
- ・ マンションの一室など既存する建物を使用する可能
- ・ 駅近などアクセスのよさで利用者が使いやすい環境を整えることができる
- ・ 子ども全員の状態を把握しやすい環境で保育サービスを提供できる
- ・ 保育事業の中でも認可事業の一つとされているため、助成金を受け取ることができる

通常の定員60名程度の大規模保育園に比べて、開園までの準備期間が短くてすむのが、これから開園を考えている方には、大きなメリットです。

経営にあたり、問題となる「お金」についても、助成金がもらえるとなれば、ハードルは大きく下がります。

開園での助成金の注意点

新設や増設や修理などの開園に向けて必要な整備費として保育所等整備交付金を利用することができます。しかし、土地の買収や整地にかかる費用は対象外です。

退園後の保護者へのフォローが大切

小規模保育事業の対象となる子どもの年齢は0歳～3歳未満のため、3歳になったら転園しなければなりません。「3歳になったから、もう預かれませんか」と突っ張ってはいは、冷たい保育園とみなされ、信頼性が失われ、定員割れ・閉園と追い込まれてしまいます。

政府としても、退園後の優先受け入れ先となる『保育園』などの連携を結ぶことを設定するように促していますが、現段階では提携を結んでいる小規模保育はまだ少ないです。

だからこそ、開園時に提携先を探しておくことで、保護者へのアピールポイントともなりますし、人気を集めることができるかと思います。提携先として、認定こども園・認可保育所・幼稚園のいずれかが必要です。



小規模保育の形態は3種類ある

3種類のそれぞれの違いは、【子どもの定員数】・【職員の数】・【職員の中の保育士の数】です。

＜通常の保育園の例＞

定員数	職員の数	保育士の数
20名以上	0歳児：3人につき1人 1歳児：6人につき1人 2歳児：6人につき1人	左記の各年齢に合わせて必要 職員全員が保育士資格保有者

＜A型＞

- ・ 定員数は6名以上・19名以下
- ・ 職員人数は通常の+1名で、全員が保育士の資格所有者
- ・ 分園保育園やミニ保育園のような位置づけ

＜B型＞

- ・ 定員数は6名以上・19名以下
- ・ 職員人数は通常の+1名であり、保育士の資格所有者は2分の1
- ・ A型・C型の中間の役割

＜C型＞

- ・ 定員数は6名以上・10名以下
- ・ 職員数は、3人に1人（補助者を置く場合は5人に2人）で定員により増減
- ・ 保育士の資格はなくてもよいが、自治体が行う研修を修了している人（家庭的保育者）が職員となる
- ・ 家庭的保育事業の規模と近い形態

なお、家庭的保育事業とは、保育する人の居住スペース、もしくは近い場所で行われる保育事業のことをいいます。『保育ママ制度』とも呼ばれています。ポイントとなる保育を担当する家庭的保育者は、自治体が行う研修を修了している保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を指します。

小規模保育の各形態の比較表

上記内容をまとめたものと、子ども・子育てハンドブックを参照に表にしています。

	A型	B型	C型
定員数	6名以上・19名以下	6名以上・19名以下	6名以上・10名以下
職員の数	保育所の配置基準 プラス1名	保育所の配置基準 プラス1名	3人に1人の割合 補助者を置く場合は 5人に2人
職員の資格	全員保育士	職員の2分の1が 保育士	家庭的保育者
必要面積	0・1歳児：1人 あたり3.3㎡ 2歳児：1人あたり 1.98㎡	A型と同様	1人あたり3.3 ㎡ (年齢問わず)
給食関連	自園調理（連携施設から搬入可能） 調理設備・調理員 (A・B・C型同じ条件)		

小規模保育経営に必要なこととは

1. 職員の確保

規定数を満たす必要もありますが、質の高い保育サービスを、保護者・子どもたちに提供するには、保育士の知識や経験、専門家が必要です。専門のコンサルタントやフランチャイズの利用を検討するののも一つかと思えます。

2. 他園との特色を出す

小規模保育園の場合、運動会などのイベントは行われなかったり、小さかったりと保育園ならではの楽しみが少なくなりがちです。そこで、NPO法人の全国小規模保育協議会への入会をお勧めします。

現時点で設立を目指している場合は、準会員になれますし、開園後は正会員へと移行することができます。大きなメリットは、有料ですが、協議会主催のイベントに参加することができます。イベントに対して、残念に思っている保護者へのアピールポイントとすることができるからです。

3. 制度をしっかりと理解する

どんな助成金があるのか、また助成金の利用には、何か利用できて、何が利用できないのかを理解する必要があります。一例としてご紹介しますが、家賃を補助してくれる助成金があります。家賃補助の助成金は、小規模保育をA型・B型・C型と形態により変わり、A型・B型では、1つの事業所につき4,000万円、C型では保育者1人あたり96万円です。

独自性のある保育園開園に向けて

小規模保育園として開園すると、認可をえているため社会的信用度が高く、自治体が入園時をふり分けるため、園児募集の表立った広告をする必要はありません。

ですが、他園と同じようにしては入園を希望する人がいませんから、何か特色を持つ必要があります。見た目は第一印象を左右しますし、園のデザインを特色として打ち出すのを提唱します。



保育園の安全について

昨今は共働きの時代で、「保育園、落ちた」と嘆いている保護者が多いです。待機児童がいる限り、新しく保育園が開園されることを待ち望んでいる方は多く、実情から国としても保育園の増設を推進しています。

保育園経営にとって安全確保は必須

保育園を運営していくにあたり、園児の安全を確保することは必須です。しかし、子どもは思わぬ行動を起こします。安心・安全保育を行っていくために、どんなことができるでしょうか。

園内での子どもの怪我や事故は、保育士さんだけの責任ではありません。園児が使用するテーブルの角を丸くする、トイレのドアを指が挟まないようなつくりにするだけで怪我・事故を防ぐことができます。こうした設備面での安心・安全対策も行えるのです。

保育園で起こりやすい事故・怪我を検証し、今回は、設備面での対策方法をご紹介しますので、保育園の開園に向けて、準備を進めている中、ぜひ参考にいただけたらと思います。

保育園で起こる事故・怪我とは

平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会で発表された内容を踏まえてご紹介します。

✓ 誤飲

- ・ おもちゃの誤飲をはじめ、床に落ちているものを口に入れてしまいます。

✓ 転倒や衝突（全園児）

- ・ 一番多い事故・怪我のケースです。
- ・ 0歳児で転倒はないと思うかもしれませんが、オムツ替えの際に目を離してしまいベットなどから転落したりする事故があります。他にも以下のような原因による事故・怪我があります。
 - ・ プールやトイレなど、床が濡れている場合に滑って転倒
 - ・ 園庭の遊具で遊んでいて転落
 - ・ 園内を走り回って、子ども同士で衝突
 - ・ テーブルの角で衝突
- ・ と列挙していくとキリがありません。

✓ お昼寝中やプールでの保育活動中での窒息（全園児）

お昼寝の場合は、寝返りがうてないこともあり、主に0歳～1歳の乳児で多く発生しやすい事故です。

水遊び・プールのような保育活動の一環では、先ほどご紹介したような「転倒」が原因とも考えられますが、どんなに浅くても溺れて窒息してしまうケースもあります。。

✓ 食物アレルギー（全園児）

5ヶ月以降になると、子どもは何かしら食事を取ります。卵・牛乳のほか、りんごやももなど果物のアレルギーや大豆アレルギーの子もいますので、給食では分けて提供しなければいけません。また子ども同士で交換してしまいアレルギーの食べ物を食べてしまう場合も想定できます。

✓ 地震や台風などの自然災害（全園児）

自然災害ですから、どうしても不可抗力になってしまいますが、想定しなければいけないケースです。

火事は、隣の建物などから移ってきてしまった場合も考えられますが、調理室での火事も想定できます。調理室からの出火の場合は、人為的ミスが原因です。

✓ 不審者の侵入や連れ去り（全園児）

いつどこから侵入してくるか分かりません。一番危ないとされる時間帯は、多くの人が入り出し不審者でもまぎれ込みやすいので、送迎の時間帯といえるでしょう。

もちろん時間関係なく侵入される可能性はありますし、ふと目を離した際に連れ去り事件も考えられます。



怪我・事故に対する防止策は主に人の目に委ねられる

子どもたちから目を離さないことが求められます。

- ・ 保育士さんの人数を増やす
- ・ 保育士など職員がいない時間を作らない

といった対策しかできず、保育士さんの責任が重くなっているのが現状です。

園内・保育活動に起こりえる各事故や怪我に対し、具体的な保育士さんや職員さんの目・気の配り方を、全日本私立幼稚園連合会発行の安全の対策の手引きを参照し紹介します。

✓ 転倒・転落・衝突の場合の防止対策

- ・ 子どもへの指導（トイレやプールでは走らない、用具や遊具の正しい使い方など）を行う
- ・ 子ども一人一人の性格や行動を理解する（興味を持つものや身体能力に差があるため）
- ・ 遊具や施設の安全点検を定期的に行う

✓ 窒息事故の防止対策

＜お昼寝時＞

1. うつぶせにして寝かせない
 2. 柔らかい布団やぬいぐるみを使用しない
 3. 衣類の紐や電気コードといった紐状のものがいないか確認する
 4. 寝返りしていないかなどこまめにチェックする
- 呼吸をさえぎらない工夫が必要となります。

＜プール活動中＞

1. 動いていないや、不自然な動きをしている子がいまいかどうか見る
 2. プール内の監視者を置き、監視に専念する
- 浅いから大丈夫ではありません。いかに隅々まで目を光らせるかが大事です。

✓ 誤飲や食物アレルギーの摂取への対策

＜誤飲を注意する場合＞

1. 食べる速さを強要せず、ゆっくりと食べさせる（驚かせないことも大事）
2. 一度に多くの量の食べ物や飲み物を摂取させないようにする
3. 口の中ものを飲み込んでいることを確認する
4. 食べ物ばかりでなく、適宜飲み物を与えたり、勧める
5. 睡魔がある状態で食べさせない

給食中での注意ばかりになってしまいましたが、おもちゃの誤飲も考えられますので、おもちゃや小さい道具を使う保育活動の際にも確認が必要です。

＜食物アレルギーを注意する場合＞

1. 家庭で与えていないものや、初めての食べ物を与えない
2. 献立・調理・配膳の際は、普通食と混ざらないように徹底管理する（担当者を決める、材料の保管場所を分けるなど）
3. 形や見た目に違いをつける（アレルギー除去食と普通食の差を明確にする）

4. アレルギーのチェック体制を2重・3重と行う

保護者からの聞き取りや、医師の証明書の提出もお願いしましょう。また年長児になると、アレルギー食に対して子どもも意識できますが、食べ物交換をしないように指導も行えます。

✓ 自然災害や不審者の侵入を防ぐ対策

1. 火事の場合・地震の場合など各災害に対応した避難訓練などを行う
 2. 関係機関との連携・情報収集できる体制を整える
 3. 園内を定期的にパトロールする
 4. 子どもだけで行動しないように保育士など付き添いをつける
- 怪我や事故は、保育活動中に起きてしまうため、実際に開園し、保育士や職員さんの管理・意識の持ち方に頼ってしまわないといけません。

設備面でできる安全対策

ここからは、予め考え行える園舎のつくり（設備）での安全対策をご紹介します。

✓ 怪我への配慮

＜教室内＞

1. 証明は足元や手元が十分に確認できるように明るくする
2. 子どもの手が届く部分に指を挟まないように工夫したドアを設置する
3. 証明器具はプラスチック素材を使ったものにする
4. 転んでも衝撃を和らげるクッションフロアにする
5. 壁の角は丸みのある仕上げ材を使用する

意外と盲点となるのが、収納スペースです。きちんと収納スペースを確保し、管理しやすくすることで、物がごちゃごちゃにならず、怪我を防ぐことにも繋がります。

＜トイレ＞

1. 水周りは防滑性の高い床材を使用する

ドアも、教室同様に指挟み防止用にするのもポイントですし、衛生面にも特に気をつけたい場所です。

＜園庭や廊下・門＞

1. 子どもが挟まれない間隔の門にする
2. ベランダの柵は、子どもが届かない高さにする
3. 階段の手すりは、滑り遊びができないつくりにする

教室外は、特に子どもたちが活発に動く場所です。危険な遊びをできないようにする工夫が大切です。

✓ 不審者侵入防止や事故防止のために

1. 監視の目が届かない場合は防犯カメラを設置する
2. 通報システムを導入する

設備でできる安全対策をご紹介しました。今回は怪我・事故を中心とした内容ですので、衛生管理の面では割愛しています。





企業主導型保育園について

企業主導型保育園とは、会社がつくる保育園です。待機児童問題解消のため、国としても開園を推進している保育園の一つです。

しかし、2019年3月に公表された検討委員会報告において、企業主導型保育園事業の見直しが行われており、令和元年の新たな企業主導型保育園の開園の新規募集が行われず、歯止めがかかっています。新たに企業主導型保育園の開園を検討している方は、苦虫を噛み潰している状態かもしれませんが、後々には開園の申し込みができることでしょう。今のうちに情報収集を行って、準備を始めておきましょう。

企業主導型保育園とは

従業員の働き方により、保育時間の増減など柔軟に対応できる保育サービスを、企業が提供する施設です。

単独企業の場合もありますが、複数の企業が合同で出資・利用でき、地域枠として近隣の子どもを受け入れることも可能です。

開園時の基準は、認可保育園よりも早く開園まで時間がかからないのが特徴です。

保育事業のカテゴリーの中で認可外保育園の一つとして認められていますが、多くの認可外保育園が助成金の補助がほとんどない中、認可保育園と設備費・運営費の助成を認可保育園と同じ程度の金額を受けることができます。

開園での必要な手続きは、開園後1ヶ月以内に、各都道府県の自治体へ「認可外保育施設設置届」を提出します。その後運営費の助成金決定を待つことになります。

◆ 企業主導型保育園の魅力

<企業側視点>

- ・ 認可が不要なため、開園まで時間がかからない
- ・ 従業員の働き方（夜間・土日・週2など）に対応した保育サービスが可能
- ・ 女性をはじめとした従業員の人材確保
- ・ 地域貢献ができたり、企業のイメージアップに貢献する
- ・ 認可保育園と同程度の助成金が受け取れる

<保護者視点>

- ・ 職場の近くで保育サービスが受けられる
- ・ 保育時間や延長保育の利用など対応してもらえる
- ・ 入園させやすく、保育料も認可保育園並みで利用しやすい

◆ 企業主導型保育園の問題点

<企業側>

- ・ 保育サービスの質が職員任せになる
- ・ 定員割れによる経営難の可能性

<保護者視点>

- ・ 経営の危うさにより閉園になる可能性が高い
- ・ 保育士の少なさや園庭がないなど保育の質

◆ 企業主導型保育園の施設数と定員数の変化

2016年は、施設数255・定員数4,693人に対し、2018年は、施設数2,365・定員数54,645人と、2年間で施設数・定員数ともに約10倍に増えました。

開園にあたり、認可保育園並みの助成金があるにも関わらず、設備基準など認可保育園に比べ緩い基準で開園できる魅力があったからです。保護者側からしても、園と直接契約できるため、「落ちる」心配がなかったからと言えます。



認可保育園について知ろう

開園にあたり、国が定めた基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たしていることが条件です。

受け入れ対象の児童は0歳から小学校就学前の乳幼児で、厚生労働省が管轄し、預かり保育を実施する「児童福祉施設」で、各都道府県知事の認可を得る必要があります。

◆ 認可保育園の魅力

<運営側>

- 安定した助成金を受け取ることができる
- 自治体が子どもの振り分けを行うため、定員割れの心配がない

<保護者側>

- 認可外保育園に比べ保育料が安い
- 施設・職員ともに信頼できる（開園にあたり厳しい基準をクリアしているため）

◆ 認可保育園の問題点

<運営側>

- お金の使い途が制限される（改装しにくい）
- 保育時間などに制限がかかる（行政から指導があるため）

<保護者側>

- 入園に対し受け入れ窓口が自治体になり、希望する園に入れるかからない（落ちる場合もある）

保護者側にとって、「預けられない」可能性があるのは不安になるのは当然のことです。預けられないことで、仕事の復帰もできず、収入面においても増えることがないので、どうやって生活していくのかと考えますよね。

企業が設置する事業所内保育施設との違いを考える

事業所内保育所とは

認可保育園の一つで、会社の事業所内の設置施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する施設のことです。

つまり、企業主導型保育園は、「認可外保育所」として位置づけられ、事業所内保育所は「認可保育所」として位置づけられている違いがあります。

◆ 子どもの受け入れ体制における違い

	企業主導型保育園	事業所内保育所
保育料窓口・子どもの割り振り	保育園と直接	各市町村の自治体
受け入れ児童年齢	制限なし	0歳～3歳
地域枠	1/2までの範囲で独自に設定 従業員のみも可能	定員の4分の1

◆ 設備基準の違い

	企業主導型保育園	事業所内保育所
広さ	乳児室は1人の子どもにつき 3.3㎡以上 保育室1.98㎡以上	乳児室・保育室は右に同じ 園庭は3.3㎡以上

◆ 事業所内保育所とは

	企業主導型保育園	事業所内保育所
0歳児	3人に1人	3人に1人
1歳～2歳児	6人に1人	6人に1人
3歳児	20人に1人	20人に1人
4歳～5歳児	30人に1人	30人に1人
その他	上記保育士+1名	上記保育士+1名
職員資格	保育従事者（半数以上保育士） ただし、保健師、看護師・准看護師のみなし特例（1名まで）保育士以外は研修実施	定員20名以上は、全員保育士 定員19名以下の場合、企業主導型保育園と同じ

表から分かるように、必要職員数はほぼほぼ変わりがありません。保育士の資格を持つ職員の必要数が、企業主導型保育園の方が緩い設定になっています。

◆ 助成金の違い

企業主導型保育園	事業所内保育所
設備費・運営費の95%（最大）	大企業は全体の3分の1、中小企業は3分の2まで助成

開園するにあたり、どれだけの助成金が出るか出ないかで企業側にとって大きいのは間違いありません。



なぜ募集がストップしているのか

2019年（令和元年）は、開園の新規募集を凍結している状態です。待機児童問題解決には至っていないにも関わらず、国としても推進してきただけにおかしな話です。原因と今後を考えましょう。

◆ 原因

1. 知識や経験が不足している保育士が不足
2. 保育自体の質の低下
3. 定員割れ

と上記3の事項が、企業主導型保育園事業そのものの見直しが迫られた理由です。確かに、待機児童が少ない地域に企業主導型保育園が開園するなどの乱立では、開園をする理由がありません。

保育の質よりも保育園の量（数）に重視してしまったことが原因の可能性があるとの見解を、2019年2月に当時の少子化担当対策大臣が発表しました。

◆ これからの展望

開園の基準が厳しくなることは必須です。現時点で分かっている変更点は以下の通りです。

- ・ 新規参入する場合は、5年以上の実績があること
- ・ 保育士の割合を50%から75%に引き上げる
- ・ 定員数の充足率を開示
- ・ 自治体との連携を強化

「保育の質の確保」「経営難による閉園防止」のための対策案です。それでも、認可保育園よりも基準は緩やかです。

企業主導型保育園のニーズは健在

働く保護者にとって、子どもを安心して預けられる場所が必要です。同じ企業を母体とする保育所であっても、企業主導型保育園と事業所内保育所では、「直接契約できる」「保育時間に融通が利く」のであれば、企業主導型保育園は魅力的です。

今預けるにあたりネックとなるのが、保育サービスの質、閉園になるかもしれない可能性なのです。この2点を明確に解決し、保護者に提示できれば、道は開けてくるでしょう。

2019年の待機児童数は、約1万6,000人と2018年よりは現象していますが、まだまだゼロには遠い状況で、特に0歳～2歳児のニーズは増加しています。



保育園の補助金について

保育園のニーズは、共働きの時代の流れと共に、減るところが高まっているのではないのでしょうか。ニーズに応えるため、新しい保育園設立に向け、準備を進めようとしている方々は増えているのではないかと思います。国としても、保育施設を増やすために認可事業を増やしたり、補助金制度を設けたり積極的に行っています。

保育園といっても2015年に制定された小規模保育をはじめ、認可保育園や認可外保育園と様々なタイプがあります。国・自治体からの補助金制度も保育園の種類によって異なるため、いざ開園に向け準備を始めても頭を抱えるのではないのでしょうか。

どんなタイプの保育園があり、どんな補助金制度を利用できるのかをご紹介します。

保育園の種類

認可保育園、認可外保育園の2つに大きく分けられ、その中で様々なタイプの保育園があります。

◆ 認可保育園

「保育園」と呼ばれますが、法律上では「保育所」という名称です。国が定めた様々な設置基準（施設の広さ・保育士などの職員数・給食設備・防災管理・衛生管理）をクリアして都道府県知事に認可された施設で、国から補助金が受けられるのが特徴です。公立・私立の両方があります。

✓ 小規模認可保育園

- 平成27年度4月から認められた保育所で、定員6名～19名で、児童の対象年齢は0歳から2歳です。通常2～3年の開園準備期間が必要ですが、4～5ヶ月ほど開園できる、今注目されているタイプの保育所です。
- 各都道府県の自治体により異なりますが、平均して年間3,500万円の補助金が受けられます。

✓ こども園

- 保育園（家庭に代わり保育する）と幼稚園（小学校につながる教育をする）の要素を合わせ持つ園です。施設整備・耐震化や防犯対策を整備するための費用の一部を補助してもらえます。

✓ 事業所内保育（託児所）

- 企業が従業員のために用意した保育施設です。企業主導型保育所（詳細は後述します）と混同しやすいですが、こちらは認可保育園の一つです。
- 開所には国の基準（乳幼児の定員が10人以上で、乳幼児1人当たりの面積は7㎡以上施設であること）を満たす必要がありますが、設置費・増築費や運営費の補助金制度があります。

✓ 院内保育（託児所）

- 院内で勤務する医師や看護師、その他の職員などが利用できる保育施設です。A型特例・A型・B型・B型特例の4タイプがありますが、児童数30人を上限としています。
- 運営費・施設整備費として補助金を受け取ることができます。

✓ 認証・認定保育所

認証保育所は、東京都独自の制度で認められ、認定保育所は、神奈川県独自の制度で認められた保育所です。共に自治体から補助金を受けることが可能です。

◆ 認可外保育園

認可保育園に比べ、設置基準が緩く設立できる施設です。一方で国からの補助金は基本ないのが特徴です。

ですが、都市圏と中心に保護者のニーズが高く、国の設置基準ではなく、自治体独自の設置基準で開園を誘致し、補助金を出す自治体もありますし、国の子ども・子育て支援事業の一つとして認可され、補助金が出る場合もあります。

✓ 企業主導型保育所

企業が事業所内やその周辺に設ける2016年に運営が開始された保育園です。1社だけでなく複数の企業が合同で設置したり、従業員だけでなく、従業員以外の受け入れも行えたり、働き方に合った保育サービスができることで注目されています。

認可外保育園という位置づけに関わらず、公益財団法人「児童育成会」に申請することで、開所にかかる工事費用の3/4相当の国の補助を受けることができたり、運営費の一部の助成も受け取ることができます。

✓ ベビーホテル・託児所

デパートやスポーツクラブなど一時的な保育サービスを提供する施設から、保育園のように継続して子どもを預かる施設までいろいろなタイプがあります。預かり児童数10人～20人程度が主流です。

託児所の場合、自治体により助成金がある場合もあるようですが、基本補助金制度はないと考えましょう。



◆ 認可・認可外療法がある保育所

✓ 夜間保育園

- 夜間や深夜に子どもの保育をする施設です。開所時間は午前11時から午後10時までと決められており、認可夜間保育園であれば公的補助金を受け取ることができます。

✓ 保育ママ

- 家庭的な環境の中で子どもを預かる制度のことで、正式名称は「家庭的保育事業」です。平成27年から認可事業の一つとして認められていますが、自治体により異なりますので、認可・認可外両方あるタイプとして紹介します。
- 子どもの定員は3名までで、開業にはリフォームが必要な場合があります。自治体により環境整備費として月額約3万円の補助金を受け取ることができます。

国・自治体の補助金制度

◆ 認可保育園の場合

- 開設準備経費
- 運営費
- ICT化システム導入費

上記3つの補助金があります。

✓ 開設準備経費としての補助金

物件の調達や改修等、保育園の開設や移行にかかる主な経費等が含まれます。ただし、補助の対象となるものや補助金額は、各都道府県自治体により異なりますので、開園したい地域の自治体に確認しましょう。

✓ 運営費としての補助金額

児童数や児童の年齢により補助金の額が異なります。

児童の年齢	児童1人あたりの単価
0歳児	210,000円
1歳児	135,000円
2歳児	135,000円
3歳児	78,000円
4歳児	69,000円
5歳児	69,000円

✓ ICT化システム導入費としての補助金

費保育士の業務負担を軽減することを目的に、保育現場へのICT化推進のための業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助する、という厚生労働省管轄の制度です。

基本的には、1施設あたり最大100万円の補助金の支援ですが、実際の補助金額に関しては自治体により異なります。

✓ 事業所内保育所の場合の補助金例

- 2,300万円を上限（補助率は1/2）に、新築・増改築や建物の購入費が対象とした設備費
- 1,150万円を上限とした既存の施設の増設費
- 5年に1回に限り、上限40万円の保育遊具など購入費

があります。

◆ 認可外保育所の場合

基本国からの補助金が出ないのが認可外保育所ですが、企業主導型保育所など国が推進しているタイプの保育所には補助金が出ます。補助金の金額は、各都道府県の自治体により異なりますので、確認が必要です。

主な補助金制度は以下の通りです。

- 開所工事費
- IT導入補助金

✓ IT導入補助金

ICT化システム導入費と似ていますが、IT導入補助金は経済産業省の管轄です。保育事業だけでなく、他の事業の企業も対象です。企業規模や従業員数に条件があったり、対象となるITツールは、IT導入支援事業者があらかじめ事務局に登録したITツールのみといった条件もあります。

IT導入補助金は年度によって、補助額や申請期間が変わるため、それぞれ確認する必要があります。



既存の幼稚園又は保育園からの 幼保連携型認定子ども園への用途変更について

今の幼稚園や保育園を、幼保連携型認定子ども園へ移行したい。とはいうものの、どのような手続きが必要なのか、増改築をしなければならないのか、など疑問はたくさんありますよね。

今回は、幼稚園や保育園を幼保連携型認定子ども園へ移行する際の用途変更の手続きについて、どのような基準があるのか、などまとめてご紹介します。

コラムのポイント

- ・ 現在運営している幼稚園や保育園を幼保連携型認定子ども園にする場合、用途変更をしなければなりません。
- ・ 建築基準法上の幼稚園、保育園それぞれに適用される基準がありますが、幼保連携型認定子ども園の場合、より厳しい基準を適用します。
- ・ 多くの保育所を建築しており、デザイン性や機能性が高いだけでなく、保育運営という目線も併せ持った建築設計事務所で、用途変更の手続きなどは進めていきましょう。

『幼保連携型認定子ども園』の建築基準法上の取り扱い

幼保連携型認定子ども園とは、幼稚園教育要領に基づいた幼稚園的機能、保育所保育指針に基づいた保育所的機能の、両方の機能をあわせもった施設です。幼稚園の良さと保育園の良さが活かされているのが特長です。

現在運営している幼稚園や保育園を幼保連携型認定子ども園にする場合、都道府県により認定を受ける必要があります。数多くの手続きがあるだけでなく、施設が基準に満たしていない場合、用途変更をしなければなりません。

用途変更とは、新築の段階で幼稚園や保育園としていた用途を、認定子ども園のように別の用途に変えるための手続きを言います。

今後、幼稚園や保育園の用途変更をするのであれば、どのような内容で行うのかをあらかじめ把握しておくといいでしょう。

用途変更の基準

では、用途変更の基準を細かく見てみましょう。

◆ 木造建築物等である特殊建築物の外壁など

✓ 保育所

- ・ 適用外となる。

✓ 幼稚園

- ・ 市街地にある木造建築物の場合、外壁や軒裏で延焼の恐れがあるのであれば防火構造にしなければならない。

✓ 幼保連携型認定子ども園

- ・ 幼稚園と同様の基準を適用する。
2 階部分を保育所として使用する場合、床面積の合計が300 m²以上であれば耐 火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

◆ 居室から直通階段に至る歩行距離

✓ 保育所

主な構造部が準耐火構造もしくは不燃材料で造られている以外の場合、保育室から直通階段までの歩行距離は30m 以下にしなければならない。

✓ 幼稚園

主な構造部が準耐火構造もしくは不燃材料で造られている以外の場合、保育室から直通階段までの歩行距離は40m 以下にしなければならない。

✓ 幼保連携型認定子ども園

保育所の基準を適用する。



◆ 2つ以上の 直通階段を設ける場合

✓ 保育所

保育所として使用する階の床面積の合計が50 m²を超える場合は、2つ以上の直通階段を設けなければならない。
主要構造が準耐火構造または不燃材料で造られている場合は床面積の合計は100m²となる。

✓ 幼稚園

適用外となる。

✓ 幼保連携型認定子ども園

保育所の基準を適用する。ただし、一定規模以上の場合は適用される。

◆ 排煙設備の設置

✓ 保育所

保育所として使用する特殊建築物で、延べ床面積が500 m² を超える場合は排煙設備を設けなければならない。
ただし、床面積が 100 m²以内で区切られている場合は設置不要となる。

✓ 幼稚園

適用外となる。

✓ 幼保連携型認定子ども園

保育所の基準を適用する。ただし、一定規模以上の場合は適用される。

◆ 非常用の照明装置の設置

✓ 保育所

保育所として使用する特殊建築物から地上に通じる通路には、非常用の照明装置を設置しなければならない。

ただし、窓や窓の類があり、

1. 今回該当する部屋から避難階の部屋までの歩行距離が30m以下
2. 今回該当する部屋から避難階の直下階もしくは直上階までの距離が20m以下

に該当する場合は、設置不要となる。

✓ 幼稚園

適用外となる。

✓ 幼保連携型認定子ども園

保育所の基準を適用する。
ただし、満三歳未満の子どもの保育を行わない保育室から地上に通じる通路は適用除外とすることができる。

◆ 内装制限関係

✓ 保育所

耐火建築物の場合、保育所として使用する 3 階以上の部分の床面積の合計が 300 m²以上であれば、保育室から地上に通じる通路の内装には制限がある。

✓ 幼稚園

火気使用室以外は適用外となる。

✓ 幼保連携型認定子ども園

保育所の基準が適用される。

用途変更の手続きについて

改正後の認定子ども園法に基づいた、既存の幼稚園又は保育所から保連携型認定子ども園に移行する場合の建築基準法上の手続きは、次のようなものになります。

1. 既存の幼稚園から新幼保連携型認定子ども園に移行する場合、その床面積の合計が100 m²を超える場合、建築基準法第 87 条第1項に規定する確認申請等の手続きが必要です。

ただし、移行はするものの当面の間は満三歳未満の子どもの保育は行わない場合、幼稚園として取り扱います。満三歳未満の子どもの保育を行い始める際、規定の確認申請を行うことが可能です。それぞれの施設に応じた、柔軟な対応をすることができます。

2. 既存の保育所から新幼保連携型認定子ども園に移行する場合、建築基準法の技術基準の適用関係から判断すると「児童福祉施設等」間での用途変更に該当します。そのため確認申請などの手続きは必要ありません。

3. 既存の幼保連携型認定子ども園は、認定子ども園法一部改正法の規定によって新幼保連携型認定子ども園にみなされます。そのため、増改築などを行う以外は確認申請などの手続きは必要ありません。

確認申請を行う場合は、できる限り速やかに行いましょう。

もし、新幼保連携型認定子ども園への移行までに新築や増改築の工事が終わらなかった場合は、工事の進捗に合わせて満三歳未満の子どもの保育は保育所の基準に適合した部分で保育を行うことも可能です。とはいえ、しっかりと全てを整えて新しい施設のスタートを切ることを目標とするのであれば、早めの準備が大切です。



保育園の設置基準について

待機児童は少しずつ減ってきているものの、保育施設や保育士の数はまだまだ足りていない、というのが現状の昨今。保育園以外にも、認証保育園、企業内保育室など、様々な形で保育サービスが提供されています。時代のニーズに応え、新しく開園準備を進めている自治体や企業の方も多いのではないのでしょうか。

保育園の設置、といっても保育室の広さや数など、様々な要件があります。今一度、保育園を設置する際に知っておきたい要件や設置基準を確認してみましょう。

保育所設置の基本要件

保育園の基本要件は、以下のように決められています。

✓ 保育園の必要性

保育園を設置する際は、人口数、保育所入所待機児童数、就学前児童数、就業の現状、地域的な現状、動向の分析をもとに将来的な保育需要の推計を行い、必要性があることが求められます。

✓ 保育園の設置位置

保育園の設置位置は、周辺住民への保育園設置に関する説明や調整が十分になされていること場所が望ましいです。

また、児童を送迎する際の駐車場も、十分配慮されている必要があります。

✓ 保育園の名称

保育園の名称は、県内に同一の名称がないことが求められます。

✓ 保育園の経営主体

民間の保育園経営主体は、社会福祉法人である事が基本です。もし、保育園設置予定地の市町村長から適当であるといった意見があった場合、審査をした上で社会福祉法人以外の者でも設置経営主体になる事ができます。

個人の場合、保育園を存続させるための基礎が不安定でない事が基本です。

✓ 保育園の定員数

定員は、小規模保育所や夜間保育所などの例外を除き、60人以上です。定員のおおむね2割以上は3歳未満児を入園させるものとし、さらに定員のおおむね1割以上は2歳未満児対象の設備を設ける必要があります。（特例幼保連携保育所などの例外も有）

✓ 開園時間・保育時間

原則、保育園の開園時間は1日につき11時間、保育時間は1日につき8時間です。

土地や建物に関する設置基準

保育園は、土地さえ確保できれば開園できるというものではありません。クリアしなければならない要件が細かく定められています。

◆ 土地や建物の設置基準

保育園の設置予定地が、

- ・市街化調整区域の場合、都市計画法上の開発許可見込みがある
- ・農地の場合、農地転用許可の見込みがある

必要があります。

設置予定地には、原則として抵当権等の制限物権がついていないことが求められます。

もし賃借地である場合、

- ・賃借期間が長期間で賃料額が相当な額である
- ・賃借権登記を設定する

ということが原則として求められます。

新たに保育園を建設せずに、既存の建物を利用するのであれば、耐震性に問題のないことが求められます。また、賃貸建物の場合、

- ・賃借期間が長期で賃料額が相当な額である
- ・抵当権などの制限物権がついていない
- ・賃借権登記を設定する

ということが求められます。

◆ 保育園内の設備に関する設置基準

子どもたちが過ごす保育室に関しては、年齢ごとに広さや用途などが定められています。

✓ 遊戯室

行事や一斉保育に使用するために、小学校の体育館のような独立した遊戯室の設置が必要です。基準の広さはありませんが、遊戯室の目的が果たせることが求められます。



✓ **保育室(2歳児以上の部屋)**

2歳以上児1人当たりの面積基準は1.98m²以上の広さが必要です。遊戯室と合算して面積を計算することも可能です。

特例幼保連携保育所が、低基準第94条第1項の規定を満たす場合は例外です。

✓ **2歳児以上用トイレ**

2歳児が使用可能な便器や手洗い場が備わったトイレです。便器の数の目安は幼児10人あたり1個で、便器の間には仕切りが必要です。

✓ **乳児室・ほふく室(0・1歳児の部屋)**

乳児室はほふくしない乳児や1歳児、ほふく室はほふくする乳児のための部屋です。別々の部屋に設置しても、同一の部屋を区切って設置しても構いません。

乳児室の場合1人当たり1.65m²以上、ほふく室の場合一人当たり3.3m²以上の面積を確保する必要があります。

0・1歳児と2歳児は、生活リズムや発育の程度が大きく異なります。そのため、2歳児以上児の保育室は原則として、天井までの壁などで仕切って設けなければなりません。

✓ **調乳室または調乳設備**

乳児用設備として、調理室とは別に調乳室を設けます。独立した設備である事が理想ですが、乳児室やほふく室の内部を区切って設置することも可能です。

✓ **沐浴室または沐浴設備**

沐浴は、からだを水で洗い清めることです。乳幼児設備として必要です。0・1歳児のトイレや乳児室・ほふく室内部を区切って設置することも可能です。

✓ **2歳未満児用トイレ**

0・1歳児が使用可能な便器や手洗い場が備わったトイレです。汚物処理設備を設ける必要があります。

✓ **医務室**

衣料品を常備し、静養できるベビーベットが必要です。カーテンで区切る事が出来れば、事務室との兼用は可能です。

✓ **調理室**

保存食を2週間以上保存できる設備を備え、定員分の給食を供給するために必要な広さと設備を備えている必要があります。シンクは複数必要です。

✓ **調理室前室**

調理員が直接、非汚染作業区域である調理室に入ることのないようにするための設備です。衛生管理の観点から設けられています。調理室の入り口に当たる場所に設け、手洗い設備の設置が必要です。

✓ **食品保管庫**

原材料の汚染を、非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備です。調理室、調理室前室とは別に必要です。

✓ **下処理室**

調理に使う原材料を納入する際、原材料の下処理が必要な場合に設ける設備です。原材料の汚染を、非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするためです。流しなどの設備があれば、屋外でも可能です。

食材の搬入や検収場所は、原則として専用の出入り口を設ける必要があります。

✓ **事務室(職員室)**

保育園に必要な帳簿の保管、職員の執務のため必要です。

✓ **保育士・調理員それぞれの休憩室**

保育士や調理員が休憩するスペースです。勤務シフトを考慮しながら、休憩人数皆が休憩できるスペースが必要です。

✓ **職員用便所(調理員用は原則として別)**

職員専用の大人用の便器の設置が必要です。2歳児以上用トイレと同じ場所でも可能ですが、2歳児以上児用に必要な便器の数とは別に、大人用の便器が必要です。

✓ **収納スペース**

収納スペースが不十分な場合、安全面や衛生面で悪影響が出ます。午睡用の布団や遊具、保育用の備品を収納するスペースが必要です。保育室に家具を置くと、有効面積が実質的に減少してしまうため、収納スペースは設けましょう。

✓ **幼児用手洗い設備**

衛生管理の観点から、原則として室内に幼児の手洗いの設備が必要です。

✓ **屋外遊戯場**

2歳以上の子どもが遊べるように、1人当たり3.3m²以上の面積が必要です。(特例幼保連携保育所などの例外も有)

保育園付近にある公園や広場、保育園屋上を屋外遊戯場として使用する場合は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」「児童福祉施設最低基準の一部改正について」の確認も必要です。



幼稚園・保育園経営のポイント

少子化とはいえ、昨今は待機児童の問題が深刻化しています。地域格差もありますが、子どもを預かる施設、場所がそもそも不足しているのが現状です。今後は、今以上に幼稚園・保育園を利用する家庭の状況は変化を見せており、そのニーズにあった幼稚園・保育園を経営していく必要があります。

そんな幼稚園・保育園経営ですが、実際に内情が見えにくい現場です。今回はその経営の8つのポイントをご紹介します。

1. 設置基準をクリアする

幼稚園・保育園を設置するためには、厚生労働省で定められた最低基準をクリアする必要があります。

設置基準で定められているものは大きく3つあり、

① 学級編成・職員

職員の配置基準、学級編成、職員の配置、など

② 設備

立地要件、保育室の設備、園庭の面積や設置、調理室、など

③ 運営

教育・保育時間、研修、会議、苦情解決、家庭との連携、子育て支援など

です。基準を満たすことで、認可園として開園することができます。どれかの条件を満たしていない無認可の園で行くこともできますが、無認可というだけで園児が集まりにくかったり、信用を得られにくかったりすることもありますので、極力基準を満たすようにしていきましょう。また、この基準を満たすことができるかどうかで受けられる補助金の金額も変わってきます。そして施設を設置する市町村によってもその基準が変わってくるので、調べておく必要があります。

2. 補助金の利用

認可の保育園では、補助金が受けられます。保育している児童数や児童の年齢、職員の勤続年数などによって金額が変わってきます。

経営元の企業により、補助金額は変わってくるようですが、一般企業が運営する園よりも、社会福祉法人が運営する園の方が、補助金額は高額になっているようです。

幼稚園の補助金も、市町村によってまちまちです。1園あたり500～600万円の支給が行われているところもあり、こちらも事業形態によって異なるようです。

補助金を利用しながら、しっかりとした経営プランの元で誠実な運営を行うことで、よほどのことがない限り経営難になることはないでしょう。

3. 独自の教育理念を掲げる

教育理念は教育基本法の中で定められています。

第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。（教育基本法）

と定められたものを前提に、各園が特色を出しながら決められています。重要なのは、人を育てることであり、どのような目標に向かって人を育てるか、どのような人を育てることを到達の目標とすべきかです。

幼稚園・保育園経営をする上で教育理念がしっかりと定まっていることは大きく3つの点で重要です。

まずは教育、保育の軸がブレないという点です。軸が整っていることで、方向性で迷いや疑問が生じた時に、速やかに基本に立ち戻ることができま

す。次に、働く人材確保と育成がスムーズに行えるという点です。幼稚園教諭、保育士は、雇用形態や給料、人間関係を重視した上で職場を決めています。それだけでなく、自分自身がやりたい保育である事、信念をもって仕事ができる教育理念である事、なども重要視しています。元々、やりたい保育が明確で、仕事に対し強い思いを持つ人が多いので、共感してもらいやすいものが良いでしょう。そうすることで、自ら学び成長しようとする良質な人材が多く集まるようになります。

最後に、保護者に選ばれやすくなるという点です。保護者も、大切な我が子を預ける場所として幼稚園・保育園を選ぶ時に、教育理念は重要視しています。教育する上で重要視する部分は家庭によって様々でしょうが、受け入れられやすく、信頼してもらえるような理念にすることで、最終的に選ばれるかどうかに関わってきます。記憶に残りやすい、インパクトのある教育理念は、話題性はあるかもしれませんが、『教育現場としてふさわしい理念かどうか』が見られるので、保護者、地域に受け入れられやすいものを選びましょう。



4. 経営システムの導入

現在、一般の会社に対してだけでなく、幼稚園・保育園経営でも経営コンサルティングを行う会社が多くあります。ここでは経営する上での基本的なマーケティング、マネジメントシステムの考え方や維持、発展面でのフォローアップなどのサービスを提供しています。人件費管理や保育計画の作成、職員同士の連携などにかかるコスト、時間削減などに大きく役立つので、利用しない手はないでしょう。

保育現場ではまだまだ手書きによる書類の作成、アナログな職員同士の情報共有、システムが統一化されていないことによる作業負担、などが色濃く残る風土です。あらかじめ整ったシステムを導入しておくことで、後々の負担軽減にもつながります。

そして、幼稚園・保育園現場は、会社とは空気感がやや違う独特な職場です。小学校に通っていた時の職員室の風景や先生たちの様子を思い浮かべると、想像がつきやすいかと思いますが、大人と子どもが一緒に過ごす職場です。そこでは、普通の会社では当たり前のことが、まかり通らないことが多々あります。今まで培ってきた会社経営のノウハウだけで行うよりも、教育現場を知っている人やある程度プロの手を借りた方が、不必要な職員との衝突や、現場からの疑問が多数上がるリスクが減り、経営を進めやすくなります。

5. 人材確保と育成

幼稚園・保育園を運営していく上で欠かせないのが、人材確保です。魅力的な先生、経験値の高い先生などを雇用しておかないと、安心して運営していくことができません。人材が確保できず、とりあえず集まった経験の少ない人ばかりで固めても、保護者の信頼を得にくくなる上、事故が発生しやすくなりリスクマネジメントばかりに時間を割かれてしまいます。

また、人件費を抑えようと経験のない人材を安い給料で揃えても、あまり質の良くない保育サービスになる上、各々のスキルを上げていくことに時間がかかってしまいます。

いい人材を確保できると、現場の運営をそのまま任せることができるので、自分の経営に集中することが出来ます。可能であれば、開園前の早い段階から有望な人材には声をかけ、力を貸してもらるように働きかけておきましょう。

6. 園児の確保をする

園児がいなければ、幼稚園・保育園経営は成り立ちません。

幼稚園は、都市部では定員割れすることなく、特に人気のある園は毎年の枠の争奪戦ですが、地方では定員割れをしているところも珍しくありません。安定して園児を確保するのが難しいのであれば、経営形態を認定子ども園にするなど工夫が必要です。

保育園は、フルタイムでの共働きの世帯が多く、長時間子どもを預かってくれるということで園児が集まらない、ということは避けられそうです。しかし、長期的に経営していくのであれば、保育時間の見直しや受け入れ人数の変更などを行い、柔軟に状況に対応した方が良さそうです。

7. 開園エリアとポジショニング

どこの地域に開園するか、他の競合園との差別化やポジショニングのバランスも重要です。例えば、シニア世代が多いエリアに開園する場合、園児の確保が難しくなってきます。駅近がいいかといえば、保育環境があまり良くないので敬遠する保護者も少なくありません。車通園が可能な、園庭は広いか、なども重要です。

教育理念とも絡んできますが、考えている教育理念がプラスに働くようなエリア、独自の教育方針が、周りの競合園との差別化が出来るポジショニングを狙っていく必要があります。待機児童の問題が叫ばれている昨今なので、開園してしまえば園児は集まるでしょう。ただ、継続的に安定して園児を集め、選ばれる園にしていけるためには最初のポジショニングは大きな役割を果たします。

8. プロモーションを行う

マーケティング戦略として行われるプロモーション。プロモーションは、新しいサービスや商品が出た時に、そのサービスや商品の存在を多くの人に認知させるため、認知させた人にサービスや商品購買のための動機付けをさせるために行います。一見、幼稚園・保育園経営にはあまり結びつかないことのように思われますが、大きな役割があります。

幼稚園・保育園は閉鎖的な部分があり、日々どんな事を行い、どんな環境なのかを外側からはあまり知ることができません。在園、卒園児や近隣に住んでいる方であれば、知ることが出来ますがそうでない場合、情報を得ることは難しいでしょう。そのため、幼稚園・保育園は、ほぼ自園のホームページを作っています。この中で、どんな方針で教育を行い、日々どんな活動を行い、特色があるのかを記載しています。

しっかりとしたプロモーションを行わなければ、継続的に園児を受け入れることが難しい上、働きたいと思っている教育資格保有者や、卒業後に就職先として考えている学生を取りこぼしてしまいます。

また、プロモーションをしっかり行っていることで、外部からの信頼を得ることが出来ます。

いざ経営が始まると、後回しになりがちな部分ですが、プロモーションはしっかりと行っておきましょう。



小規模保育事業の特徴と経営の基礎知識

待機児童解消の一環として、最近増えてきている小規模保育所。都市部以外にも大きく広がりを見せています。働く保護者を支えるだけでなく、しっかりと目が行き届く細かな保育、として子どもたちの成長にも大きく貢献しています。

小規模保育事業の特徴やメリット、設置基準や今後経営していく上で大切なポイントなどを見てみましょう。

コラムのポイント

- ・ 小規模保育事業所とは、0～2歳という低年齢児を定員が6人以上19人以下という小規模な人数で運営するものです。3つの分類に分かれ、それぞれ資格者の数、子どもの定員数、必要な保育室の広さなどが異なります。
- ・ 経営していく上で、『保育士の確保』と『連携施設の整備』が大きなポイントとなるでしょう。
- ・ 小規模保育事業所の基礎知識を身につけ、今後の運営に役立てましょう。

小規模保育事業所とは

人が生まれてから3歳頃までは、人格を形成する大切な時期と言われています。この時期に保育所で過ごす子どもたちは、保育士と密なコミュニケーションを取り、一人ひとりの発達に合わせた保育を行うことが理想とされています。

小規模保育事業所は、0～2歳という低年齢児を定員が6人以上19人以下という小規模な人数で運営するものです。少人数にしっかりと保育士の目が行き届く保育として現在注目されています。

◆ 法制化の背景

子どもの保育や子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、『子ども・子育て支援法』が2015年に施行されました。この法律の中で、小規模保育事業所は国の認可事業として位置付けられています。

現在の日本は、待機児童が問題視される一方で、過疎化が進む地方では廃園が進むといった偏りがあります。また、子どもに対する国家予算も先進国の中で最も少ないのも現状です。これらの偏った問題を解消していくために、新しい仕組みとして『子ども・子育て支援法』が整えられたことになりました。

◆ 待機児童の解消

2018年現在の待機児童は、約2万人ともいわれています。特に東京や兵庫、沖縄は待機児童が多く、早い段階での改善が求められています。この待機児童の多くは都市部に集中しているため、小規模保育事業所の数を増やすことで問題は大きく解消されます。

都市部は保育所不足が現状であっても、大型の保育園が作りにくいのが現状です。しかし、定員数の少ない小規模保育事業所であれば、広い土地を必要とすることなく限られた場所でも開設することができるのです。

◆ 小規模保育事業所のメリット

大きく広がってきている小規模保育事業所ですが、事業者にとっても利用者にとっても、いくつものメリットがあります。

① 経営のしやすさ

通常の保育園を開園する場合、満たす基準のハードルが高く開園までに早くても2～3年の年月を要します。小規模保育事業所の場合、認可の基準がそこまで高くない上、半年ほどで開園することができます。

また、保育所が求められている都市部は、土地や家賃の値段が高い上に園庭にするには狭いといったネックがあります。しかし、小規模保育事業所は園庭が必要ないため、資金面でも開園につなげやすいというメリットがあります。

さらに一度入園したら卒園まで在園する家庭が多いため、安定した運営が見込めるでしょう。

② 需要ある場所への開園

小さい規模で運営することができるので、本当に需要がある場所に絞って開園することができます。通勤途中に立ち寄ることができる場所、退社が遅くなっても開園時間内に迎えに行くことができる場所は重宝されます。このようなニーズのある場所での開園は、保護者にとっても寄り添った運営となります。



③ 寄り添った保育

子どもの人数が少ないので、保育士の目が行き届きやすく、寄り添った保育をすることができます。大人数の中では埋もれてしまうような小さな成長も、見落とすことなくすくい上げて成長につなげることができます。

じっくりと子どもに関わりたいという保育士にとっても、働きやすく定着しやすい職場にしていけることができます。

④ 人口の少ない地域でも開園可能

人口の少ない地域でも、定員が少なく小さく始めることができる小規模事業所は開園することができます。保育所は慢性的に不足しているため、人口は少なくてもニーズがあるためです。

小規模保育事業所の認可基準

小規模事業保育所は、『A型』『B型』『C型』と3つのタイプに分類されています。全国共通のガイドラインとして、『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』という省令を厚生労働省が発表しています。

✓ 『小規模保育事業A型』

保育所分園やミニ保育所に近く、原則として保育者は資格者に限られます。職員数も、認可保育所の配置基準数より1名多く職員を配置することが求められています。原則として、利用定員は6人以上19人以下です。

✓ 『小規模保育事業B型』

保育者の1/2以上が有資格者に限られます。A型同様、認可保育所の配置基準数より1名多く職員を配置することが求められています。原則として、利用定員は6人以上19人以下です。

✓ 『小規模保育事業C型』

グループ型小規模保育に近く、職員は資格者でなくても構いません（市町村によっては基準が異なります）。家庭的保育事業者1名が保育可能な乳幼児は3名以下で、原則として利用定員は6人以上10人以下です。

それぞれ運営に必要な資格や保育士の数は異なりますが、

- ・満3歳未満の幼児の保育が前提
- ・利用する乳幼児に対して入園時と年に2回の健康診断を実施する
- ・保育室などは原則として1階に設置し、消防や衛生管理などに配慮する
- ・継続的な教育を行うため保育所、幼稚園、認定こども園との連携をとる
- ・原則として自園で給食を調理して提供する

などは共通です。

	A型	B型	C型
必要な資格	保育士 国家戦略特区限定 保育士	全職員のうち半数 以上の保育士 国家戦略特区限定 保育士	家庭的保育者
必要な資格者・教員数	・0歳 乳児3人につき1人 ・1～2歳未満 幼児6人につき1人 ＊上記合計数+1 名必要	・0歳 乳児3人につき1人 ・1～2歳未満 幼児6人につき1人 ＊上記合計数+1 名必要	家庭的保育者1名 につき乳幼児は3 名以下 補助者が加わった 場合は5名以下
必要な面積	・0～2歳未満 1人あたり3,3㎡ ・2歳以上 1人あたり1,98㎡	・0～2歳未満 1人あたり3,3㎡ ・2歳以上 1人あたり1,98㎡	・0～2歳未満 1人あたり3,3㎡ ・2歳以上 1人あたり3,3㎡

小規模事業保育所の経営ポイントと課題

小規模事業保育所を経営していく上でのポイントは、『保育士の確保』『連携施設の整備』です。

◆ 保育士の確保

保育園だけでなく、小規模事業保育所でも課題として挙げられるのが保育士の確保です。保育士不足が叫ばれ続けている昨今、保育士を必要人数揃えるだけでも最初は負担になるかもしれません。小規模保育事業C型であれば保育士資格は必要ありませんが、A型、B型の場合、保育士確保は必須です。

保育士を採用するのはもともと難しい上、早朝や夜間の勤務も必要になるため、様々な時間に対応できる保育士であることも重要です。開園時間だけを見ると、労働基準法で定められている労働時間は大きく超えてしまいます。保育士の負担にならないようなシフトを組むとともに、雇用条件を工夫する、他の園と差別化をする、といった工夫が必要です。

◆ 連携施設の整備

連携施設に関する理解があまり進んでいない、という事業者も中には存在します。そのため連携施設設定に対する整備が進んでいなかったり、保護者への説明がなされていなかったりします。

また、経営面で余裕がない、連携先となる保育園や幼稚園にツテがない、連携のための交渉ノウハウがないため整備が進まない、なども現状として挙げられます。

市町村によっては、連携施設確保のために事業者に対して積極的に後押しをするところもあります。小規模保育事業所と連携施設の間に入って交渉をしたり、交流会を開催して当事者同士が積極的にコミュニケーションをとることができる場も、設けたりしています。連携施設の設計が円滑に行われるように法整備も整ってきているので、うまく活用しながら整備を進めていくことが大切です。

差別化された小規模保育事業を

社会の大きな資産である子どもたちに、質の高い保育を行うこと、少人数でより細やかな保育を行うことが求められています。このような社会の求める保育を実現するのが、小規模保育事業です。

多くの保育施設を求められている中で、保育室の内装やデザインなどで差別化を図っていくことがこれからはますます重要になってくるでしょう。今後、小規模保育事業を立ち上げるのであれば、しっかりとした実績と信頼の置ける設計事務所とともに進めていくことで満足度の高い小規模保育事業所を作り上げることができます。



評価される幼稚園とは | 建築とコミュニティとの関係

自治体の中において幼稚園の建築を求められている、現在空いている土地を有効に活用したい、何か安定的に収益が見込める事業を行いたい…など様々な理由の元で行われる幼稚園経営。永続的に事業として続けていくためには、建築についてのポイントを押さえておく必要があります。

今回は、子どもや保護者、地域から評価される幼稚園とはどのようなものなのかをご紹介します。

コラムのポイント

- 幼稚園は子どもが多く経験をし、心身の発達を促す場所です。その子どもたちが過ごす園舎は、魅力ある学びの多い施設である必要があります。
- 幼稚園建築を進める上では、立てる場所やデザイン、関わる人々の目線、安全面などを意識しましょう。
- 幼稚園関係者、オーナー、建築士という様々なプロの目線を合わせた幼稚園は、関係者やコミュニティからしっかりと評価される幼稚園となるでしょう。

幼稚園建築のポイント

幼稚園は3～6歳の子どもが毎日過ごすことで多くの経験をし、心身の発達を促す場所です。

◆ 学校教育の始まりの場

幼稚園は、小学校と同じく学校教育法では『学校』とされています。3歳から小学校入学前までの子どもが、教育課程に基づく教育が受けられる場です。

子どもは3歳頃になると、まわりへの興味や関心が深まります。また、人とのつながりが急速に広がることで自立に向かい始めます。こういった発達を踏まえて、集団生活を通し、協調性や可能性を伸ばしていく場所です。

幼稚園で主に行うことは『遊び』です。大人が考える遊びとは異なり、子どもの遊びは様々な遊びを通じて人との関わりを学んだり、語彙力や感性、創造性を磨いたりするきっかけとなるものです。しっかりと遊ぶことで、生きる力や人間性を身につけ、小学校以降の学習の基盤を作っています。

幼稚園の建築、経営を進めていく上では、これらを意識した上で、独自性をだしていく必要があります。幼稚園の建築は、これらを育てる礎となる場所作りと言えます。

では、幼稚園建築を進める上でのポイントをご紹介します。

✓ 関わる人々の目線を意識する

幼稚園は、幅広い世代の人が利用する施設です。その中でも常にその場で過ごすのは、『子ども』『保護者』『幼稚園教諭』でしょう。

まずは子どもたちが遊びやすい、過ごしやすいものにしましょう。子供達にとっては、自分たちが数年を過ごした思い出の場所です。今でも、自分が通った幼稚園は覚えている方が多いのではないのでしょうか。子ども目線で過ごしやすい工夫がしっかりとされているだけでも、幼稚園としての役割が果たされています。

そして、保護者目線から見て、安心感を抱くことができる、安全な場所であることはとても重要です。また、明るく洗練されたイメージで子どもたちのことを考え配慮された設計か、そんな親としての気持ちを満たすことができる場である必要があります。

さらに、幼稚園教諭にとっては働きやすく、子どもたちに目が行き届けやすい環境である必要があります。幼稚園教諭の視界をさえぎらないような作りをするとともに、スムーズな導線を作り上げることができるような園舎にしましょう。

それぞれの目線を意識した施設にしていきましょう。

✓ どこに建てるか

どこに幼稚園を建てるかはその後の幼稚園のイメージや、保護者に選ばれるか、安全面はどうか、など多くの部分で幼稚園経営を左右します。

どこの地域に開園するか、他の**競合園との差別化やポジショニング**はどうするか、も重要です。例えば、シニア世代が多いエリアは後々園児の確保が難しくなっていきます。少子化が当たり前になってしまっている現状では、長期的に子どもが通い続けることができる場所であるかをシミュレーションしてみましょう。また、構想している教育理念が価値として受け入れられるようなプラスに働くようなエリアや、独自の教育方針が周りの競合園との差別化が出来るポジションを狙っていくことができる場所を狙って建てていきましょう。

開園してしまえば、多くの待機児童が流れてくる可能性も高く、園児を集めることは難しくないかもしれませんが、ただ、継続的に安定して園児を集め、選ばれる園にしていけるためには建てる場所はとても重要です。



✓ デザイン

幼稚園は、子どもが遊び学ぶ場所。それだけを考えればシンプルな施設でいいのでは、と思うかもしれませんが、デザイン性も重要です。ネットで検索してみると、デザイン性の高い幼稚園、他とは異なるデザインの幼稚園などのまとめサイトが散見します。

外観はもちろんのこと、園内もデザイン性の高いおしゃれな幼稚園が今や求められています。教育という中身が整っていればいいだけではないのです。園舎や園庭だけではなく、毎日使う保育室、下駄箱、トイレなどの設備が整っているか、遊具がセンスよく配置されているか、机や椅子、ロッカーの使いやすさやサイズ感なども重視されています。

✓ 地域のシンボル

子どもたちが毎日を過ごし、多くの保護者の方が行き交う幼稚園。ここでは地域の高齢の方を招いてのお話会や、餅つき、運動会など、多くの行事が行われています。これらの行事は、地域の方々にとっても楽しみであり活力となるものでもあるのです。

また、地域の見守り隊として通園時の交通安全に配慮した活動や、見回りを率先してして下さるなど、多くの地域の方が幼稚園との関係を築いています。

多くの地域の方々が利用したい、またここに来よう、良好な関係を築きたいと思えるような、**地域のシンボルとしての役割**も果たすことも踏まえた施設にしましょう。

✓ 安全性が第一

安全面は第一です。いくら幼稚園教諭がいるからといって、目が行き届かない場合もありますし、思ってもみないことをするのが子どもです。設計段階で、大きな段差が生まれていないか、子どもなら挟まりそうな隙間は生まれていないか、防ぐことができる死角はないか、などに気をつけましょう。

安全面に配慮された施設は、**大切な子どもを預ける保護者の気持ち**を掴みますし、**事業としてのリスクマネジメント**にもなります。

こういったポイントを押さえ、幼稚園建築を進めていきましょう。

性能とデザイン性の両立

子どもたちにのびのびと過ごしてほしい、遊びを通じて健やかに成長してほしい。そんな思いは、子供に関わる誰もが抱く思いではないでしょうか。

木材を使ったぬくもりを感じる空間、統一された机や椅子、柔らかな色合い、安全に配慮した設備など、毎日を過ごす場所だからこそ内装や設備にも十分な配慮が必要とされています。

幼稚園設計を進めていく場合、経営者や園長先生、現場の先生方の、現場に即したプロとしての意見と、建築家や設計事務所の建物のプロとしての意見をしっかりと汲み取りながら進めていきましょう。

物理的に難しい場合ももちろんありますが、両者が作り上げようとするものが上手く融合することで、より良い幼稚園、評価される幼稚園が実現します。

新たな価値と経験の提供

幼稚園を建築し、子どもたちや地域の方々に対し新たな経験の場を作り上げるといふ喜び、経営者や土地オーナーとして新たな価値を経験することができるという喜びは、何事にも変えがたいものではないでしょうか。

今はまだ検討中だが、保育園経営のための土地探しについて知りたい、幼稚園建築に必要な大まかな資金を知りたい、建築にあたって必要な許可や利用できる補助金を知りたい…

という方も、お気軽にお問い合わせください。日本のみならず海外の幼稚園建築実績も元に、詳しくご説明させていただきます。



幼稚園無償化が幼稚園経営に与える影響

幼稚園無償化。ニュースで多く取り上げられてきた政策が、とうとう今年の10月からスタートします。保護者にとっては、家計を支えてくれる制度、負担を減らせてくれる制度かもしれません。しかし、幼稚園経営をする側から見た時に、今後の幼稚園経営にどれほどの影響があるのでしょうか。

幼稚園無償化の内容と、今後幼稚園経営に与える影響を見てみましょう。

コラムのポイント

- 幼稚園無償化は、家庭の経済的な負担減、すべての子どもに質の高い教育を提供するために、幼稚園や保育園などの保育料を無料、もしくは一部無料とするものです。
- 幼稚園無償化により、幼稚園のターゲット層の変化、それに伴うブランド性の変化、保育の質をいかに保つかなど課題が生じます。
- このコラムを読んでいただくことで、幼稚園無償化の知識を身につけることができます。

昨年、政府は教育無償化の関係閣僚会議を開き、制度の具体策を了承しました。年間で幼児教育・保育には7764億円かかるとの試算を示し、2019年10月に予定している消費税率10%への引き上げで増える財源を充てる、としています。

幼稚園無償化とは

家庭の経済的な負担を減らし、すべての子どもが質の高い教育を受けられるようにするために、幼稚園や保育園などの保育料を無料、もしくは場合によっては一部無料とするものです。

◆ 対象年齢は

幼児教育無償化の対象となるのは3歳～5歳児で、保育の必要性の認定事由に該当する子どもとされています。

0～2歳児は、住民税非課税世帯が無償化の対象です。

◆ 今後のスケジュール

幼児教育の無償化は、2019年10月から一部スタートします。全面実施は2020年4月の予定です。

無償化のスケジュールがずれているのは、2019年10月から予定されている消費税率10%引き上げによる増収を幼児教育無償化にあてるため、当初は2020年4月から予定していた全面実施をずらしたためです。増税により見込まれている約5.6兆円の増収のうち、2兆円が幼児教育無償化の財源とされています。

◆ 無償化とはいえ上限も

共働き家庭やシングルで働いている家庭が、幼稚園や保育所、認定こども園を利用する場合は基本的に無償となる、とされています。しかし、利用するサービスによって無償となるかどうかは異なります。

✓ 認可保育

認可保育所は、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設の事です。認可保育所には、小規模認可保育所と夜間認可保育所もあり、児童福祉施設最低基準に適合している、設置認可の指針の要件を満たす事で、認可されます。幼稚園や認定こども園のような認可保育を行う施設に通う3歳～5歳までの世帯はすべて無償です。

✓ 認可外保育

児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設は、認可外保育施設、認可外保育所と呼ばれています。認可外保育所、ベビーホテル、ベビーシッターなどは認可外保育に含まれます。そのため無償化の対象にはなりません。しかし0～2歳児の場合は月42,000円まで、3～5歳児の場合は幼稚園無償化文を含む月37,000円まで、助成金が支払われる予定です。

幼稚園は月額で『2.57万円』が上限となります。これが、幼稚園は自己負担が発生するかもしれないので保育園にしよう、という保護者の感情を動かす、という幼稚園経営者にとっての懸念材料となります。



幼稚園経営に与える影響

今回の幼稚園無償化に際し、様々な意見が取り沙汰されています。国としての考え、子を持つ親としての考え、いろいろとありますが、幼稚園や保育園を経営するものとして考えられる、今後の動向としては次の3つが挙げられるのではないのでしょうか。

◆ 高嶺の花が身近に

経営者として、少子化が加速する中でいかに選んでもらうかは、今後経営を続けていくためにとても重要です。幼稚園の場合、立地の良さや園の風土、教育カリキュラムなど持っているものを活かし、工夫に工夫を重ねて『選んでもらえる』独自路線や幼稚園としてのブランドを生み出しているのではないのでしょうか。そしてそれを維持するための保育料の設定をされている園が大半だと思います。しかし、無償化となってしまうと、2.57万円までは家庭の負担がなくなってしまうため、幼稚園ブランドに対するハードルが一気に下がってしまう恐れがあります。今までの保育料では躊躇していたけれど、2.57万円にいくらかプラスした金額であれば、払えないこともないので憧れの幼稚園に通うことができる、という選択肢を選べる家庭が増えることが考えられます。

保育料を多く支払ってでもあの幼稚園に通わせたい、と考える人が多いからこそ成り立っていたブランド性や、作り上げてきたイメージが一気に崩れてしまう恐れがあり、それは今後の経営に大きな影響を与えます。幼稚園無償化と合わせて保育料を値上げする園もありますが、世間的なイメージも悪く保護者の反感を買ってしまうのも事実です。

◆ ターゲット層の変化

土地柄や住民の家族構成、世帯収入など多くのことを調査し、ターゲット層を絞って決めた幼稚園の設立。無償化によって、このターゲット層に変化が生じる可能性があります。先の幼稚園のブランド性の部分でも述べた通り、幼稚園に対するハードルが下がることで、ターゲットとしていた世帯以外のご家庭もたくさん増える可能性もあります。人の幅が広がり、様々な価値観に触れることで、子どもたちや保護者の成長につながることも考えられますが、今後のカリキュラムの見直し、教育方針の見直しにつながるかもしれません。

◆ 保育の質と保育料のバランス

ニュースや新聞で多く取り上げられているのが、認可保育園と認可外保育園では保育の質や敷地面積・衛生面で格差があるとの指摘です。そもそも、幼稚園の中でも教育者の質やカリキュラムによって教育内容に格差があるのが現状ですが、この差が更に顕著になるのでは、という懸念が多くあります。幼児教育無償化で、子どもを預けて働きたい保護者が増えると、園の中に子どもの人数が増えて一人ひとりに配慮が出来ず、教育の質が下がるのではないかと心配もありますし、必要な保育が十分になされないのでは、という心配も挙がっています。

施設の数を増やす、幼稚園教諭の待遇改善など、質の高い教育を提供できる場を作ることは急務の課題とも言われています。しかし、実際にすぐに施設を増設できる状況ではない、幼稚園教諭の採用困難、育成面での課題など経営していく上で難しいというのも事実です。施設や人という環境を整えるための財源確保も課題です。保育料とバランスをとりながら、教育の質をいかに高めていくかが、少子化の今後生き残ってするための一手と言えるでしょう。

無償化に影響されない園舎造りを

幼稚園無償化が、今後幼稚園経営に与える影響は多くあります。

これから幼稚園建設を検討されている方は、変わっていく今後の幼稚園の動向をしっかりと見ながら、戦略的な土地探し、少子化でも子どもが集まる施設設計を共に進めていきましょう。

